

## 承継等に係る認可申請の手続き等について（お知らせ）

兵庫県建設業室 令和2年10月

令和2年10月1日施行の改正建設業法により、新たに承継（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割）の制度が規定されました。今回の改正により、合併・分割・事業譲渡等に際し、事前に許可行政庁の認可を得ることにより、「事業譲渡」にあつては譲受人が、「合併」にあつては合併存続法人又は合併により設立される法人が、「分割」にあつては分割承継法人が、それぞれ譲渡人、分割被承継法人、分割被承継法人の「建設業許可を受けた地位」を承継することができるようになりました。

つきましては、承継等に係る認可申請の手続きの注意点等について下記のとおりお知らせします。

### 記

認可申請から認可を受けるまでの手順（例示）

#### （1）事前相談

①事業譲渡（個人からの法人成含む）、合併、分割による建設業許可の承継を希望する場合、速やかに各土木事務所に相談してください。

②事前相談においては、承継日（譲渡、合併、分割の効力発生日）及び認可要件の充足、認可申請書面等について、確認等を行います。

※承継日の設定及び認可の要件（特に役員や営業所の専任技術者等の変更がある場合）について事前に相談いただくことにより、円滑な認可審査が可能となることから、事前相談をお願いします。

#### （2）認可申請書提出（事業譲渡、合併、分割の効力発生日より45日前（土・日・祝含まず）まで）

①認可の基準については、国のガイドラインに基づき、原則として建設業許可の新規申請等と同様の取り扱いとなるため、審査期間も45日間（土・日・祝含まず）を目処とします。

②認可の審査に係る手数料は無料です。

③承継日（事業譲渡、合併、分割の効力発生日）が認可申請書の受理日から45日経過日（土・日・祝含まず）以前に設定されている場合、認可できない場合もありますのでご注意ください。（承継日の設定については特に細心の注意をいただくとお願いいたします。また、承継日については事業譲渡契約書等で確認します。）

④許可の有効期間満了日から遡って45日（土・日・祝含まず）以後に承継の認可申請を行う場合は、審査期間の関係上、有効期間満了までに認可できない場合もありますので、許可の更新申請も有効期間満了日の30日前までに提出してください。

#### （3）認可（認可申請書提出から45日経過日（土・日・祝含まず）を目処）

①認可した際には通知文書を交付します。

②認可した場合の許可の有効期間は、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算します。